環境文明２１　立法化部会　（7 月 14 日）
第十五回　会議録

日　時：７月１４日（水）　１８時３０分から２１時００分
場　所：大崎労政会館　第四会議室
【参加者】　三枝豪、中山茂、飯坂慶一、宇郷良介、川原啓佑、中村周、加藤三郎、藤村コノヱ
（事務局）木科大介

前回の議論では、提案書は全体をまとめた「総論」と、各論として「憲法」と「市民社会」についてそれぞれ提案書を作成することとなったが、今会合では、「憲法」修正案について、主に議論した。
主な意見は次の通りである。

表紙について
・主題の「導入」を「追加」と変更した
・サブタイトルは必要か。憲法を変えるのを嫌がる人に対して、伝えたかった。
・個人的な意見があった方がいいと思う。環境文明をここに入れるのはどうか。
・「平和と生命・・・」のような全く違う副題を入れるのもいいのではないか。
◎副題は、はずすことも含めてもう一度各自考え直し。

図について
・下にある環境と柱の環境の違いとして、下の「環境」は「すべての生命の源である環境」であり、柱の「環境」は人間社会を取り巻く環境である。
・原則として一体感を出すのであれば、一本の幹に 4 本の枝にすればいいのではないか。４つの枝の一つを「環境」として、幹は「憲法」となるような絵にすればいい。
・下を「環境＝生命」にする。
・改めてデザイナーにお願いする。
・これに合わせた副題をもう一度考えられないか。

冒頭の文章について
・地球環境問題は 50 年前とは認識が違う。環境を憲法に取り込んだ国は多く見られるが、このように環境をベースにするような憲法は見られない。まさに平和とエコロジーを含めた日本独自の精神を打ち出した憲法になる。反対も多いかもしれないが。
・基本的人権といった民主主義の原則の柱をそのままに、持続可能な環境原則を強く書き込むことによって、日本の独自性、先進性を打ち出すことになり、ひいては世界の平和に繋がる憲法になるはず。
・単に環境と書くだけでなく、真理のようなものを書く。
・「平和とエコロジー」というのは入れたいが、横文字を憲法に入れるのはどうだろうか。とすると、エコロジーをどういう日本語にすべきか。「エコロジー」を「地球に優しい」

に置き換えてみたらどうだろうか。
・エコロジーというとエコロジストのような自然派をイメージされる。
・地球に優しいというのは欧米に批判される。地球に養ってもらっているのに、地球を傷つけているのが人間である。
・「エコロジー」に変わる候補として「持続性」や「持続可能性」が挙げられる。しかし本来、「サステイン」はそもそも「持ちこたえる」というような後ろ向きな言葉である。

ｐ．６四の二条「市民団体」について
・ここで言いたかったことは、①いかなる政策立案であっても環境を優先する、②持続可能性を考える、③民間団体といった市民の参画を保障する。
・国民・市民の参画は何も環境のこの憲法に書かなければならないことなのか。
・「新しい公共」のなかで「ＮＰＯ」の文字はなくなった。問い合わせたところ、ＮＰＯは市民団体の中に入っているらしく、官僚の中に「ＮＰＯ」に対する認知はない。
・法文化する場合には、法律として慣用語でないと排除される。だから「市民」や「特定非営利」ならよいが「ＮＰＯ」は分からない。
・「市民団体」だと幅が広すぎる。「特定非営利組織」という特定した文を入れないといけない。
◎「いかなる政策を実施する場合であっても」で、実施だけだとおかしいから、立案もいれないといけない。⇒　**いかなる政策を立案・実施する場合にあっても**
・国民市民の参画について様々な意見が出たが、結果として「国民」を削除。「等」についての意見も出たが現段階では残す。
　⇒その過程で、市民団体等の参画を保障しなければならない。

p.8　提案理由について
・ここの文は、この５年であった事柄の中で主要なもののみを書き足した。各自確認して、追加などの意見があれば連絡する。
・世界の経済規模は、最新情報に書き換える。

ｐ10　（３）環境原則について
・タイトル中の「第九条問題に勝るとも劣らぬ」という文について、この文章を入れると、我々は第九条には触れないといいながらも、自分たちから九条を意識してしまっているので、この文章は削除すべきではないか。
・仮に入れるなら、もともと環境は九条よりも勝っているので、そのことを理由付ける条項を入れる。
・九条を引き出す必要はない。九条を入れると個別の問題になる。
・環境問題は平和問題に関わる問題。
◎（３）「環境原則は、国内外の平和と安定を維持するための根源的事項」と変更する。

p.11（４）「公共の福祉」概念の明確化について

・「空間的に」というのは地理的なことを言っているのか、取り上げる対象を言っているのか。これは「対象」について言っているが分かりにくいので変える。「空間的に」という表現が曖昧。

・「すべての人の幸福」というのは 13 条から引用したのではないか。「福祉＝幸福」ではない。

・「空間的に広げる」の意味。人間社会の事象に留まらないということか。

・我々のなかで「公共の福祉」とは、持続可能な社会が可能かどうかを判断基準にしてはいいのではないか、と提案している。

◎事務局で再考する

ｐ．15　問６．について

・「個人的には」というのは使わない。文章をもう少し校正。

・この問題は必ずいわれる。

・環境という誰も反対しないようなことで改憲の突破口にしようとしていると思われる。

・問６の場所は最後のままが目立ってよい。

・平和や安全を考えるのに環境をないがしろにすることは考えにくい。

・すべての安全保障に関わる問題であるというのを強調する。

・環境と平和の位置づけ、捉え方について、平和は環境の中にある。当然、環境の破壊は平和の破壊であり、戦争は平和の破壊であり環境の破壊である。

◎・・・第九条問題には、一切触れていない。（いわゆる・・・以下削除。）ただし、今日の気候変動などの・・・

書き上がった際の提出先について、どこ（誰）に提出するのか

・参議院選挙後動くが、8 月中は各議員地元に帰っているので 9 月くらいから現実的に動き出す。

・愛知先生に伺い提出先を探る。これははやいうちに動く。

・今の民主党は若く何も分からないからこそ積極的に動き洗脳するくらいのつもりでいく。逆にわかいからこそ、族議員のようなもののいない。

・憲法でなく環境関係の議員からせめてみるのもいいかもしれない。

三枝の修正案（総論）について

・前案にあった、「１．基本的認識」を「２.」に変更。新たに「１．新たなる地平へ」を挿入する。

・今回の事務局の案だと「１．基本的認識」は削除されている。したがって、三枝案の「１．新たなる地平へ」は前後のバランスを考えながら、『記』の以前に入れる。

・三枝案の最後の頁で環境原則を明記。－

日程調整の結果、次回は 8 月 17 日 18 時半から場所は後日報告。